

## 国立大学法人高知大学外国人講師に関する規則

平成 17 年 3 月 29 日  
規則 第 477 号

最終改正 平成 28 年 3 月 9 日規則第 111 号

### (目的)

第 1 条 国立大学法人高知大学における外国人講師の活性化及び充実を図り、適正な人事の運用を期するため、この規則において必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 外国人講師とは、共通教育の外国語教育及び学部等の語学関連の専門教育を担当する教育専門職をいう。

### (人員)

第 3 条 外国人講師の人員は、高知大学における外国人教師の人員枠数を振り替えて充てるものとする。

### (身分)

第 4 条 外国人講師の身分は、国立大学法人高知大学職員就業規則第 3 条第 1 項に規定する講師とする。

### (任期)

第 5 条 外国人講師の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げず、再任後は任期を付さない。

### (選考)

第 6 条 外国人講師の選考は、原則として公募とする。

### (雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、外国人講師の運用に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 4 月 1 日付けで採用された人文学部所属の外国人語学教員については、この規則が施行されるまでは、「高知大学外国人語学教員に関する申合せ（平成 15 年 9 月 26 日評議会決定申合せ）」を適用するものとする。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。